
平成21年 第2回(定例)由布市議会会議録(第5日)

平成21年6月19日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成21年6月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 閉会中の委員会調査研修報告
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 報告第2号 平成20年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第4 報告第3号 平成21年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第5 報告第4号 平成20年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第6 報告第5号 平成20年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第6号 平成20年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第8 議案第54号 平成21年度由布市立由布川幼稚園新築工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第55号 由布市まちづくり支援自動販売機基金条例の制定について
- 日程第10 議案第56号 由布市学校給食センター設置条例の制定について
- 日程第11 議案第57号 挾間町学校給食センター設置条例の廃止について
- 日程第12 議案第58号 湯布院町学校給食センター設置条例の廃止について
- 日程第13 議案第59号 由布市下湯平共同温泉の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第60号 由布市乙丸温泉館条例の一部改正について
- 日程第15 議案第61号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第62号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第63号 平成21年度由布市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第64号 平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第65号 平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第66号 由布市監査委員条例の一部改正について
- 日程第21 議案第67号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 追加日程
- 日程第1 発議第3号 義務教育費国庫負担制の堅持を求める意見書

日程第2 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 閉会中の委員会調査研修報告
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 報告第2号 平成20年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第4 報告第3号 平成21年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第5 報告第4号 平成20年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第6 報告第5号 平成20年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第6号 平成20年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第8 議案第54号 平成21年度由布市立由布川幼稚園新築工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第55号 由布市まちづくり支援自動販売機基金条例の制定について
- 日程第10 議案第56号 由布市学校給食センター設置条例の制定について
- 日程第11 議案第57号 挾間町学校給食センター設置条例の廃止について
- 日程第12 議案第58号 湯布院町学校給食センター設置条例の廃止について
- 日程第13 議案第59号 由布市下湯平共同温泉の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第60号 由布市乙丸温泉館条例の一部改正について
- 日程第15 議案第61号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第62号 由布市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第63号 平成21年度由布市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第64号 平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第65号 平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第66号 由布市監査委員条例の一部改正について
- 日程第21 議案第67号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 追加日程
- 日程第1 発議第3号 義務教育費国庫負担制の堅持を求める意見書
- 日程第2 閉会中の継続審査・調査申出書
-

出席議員（24名）

1番	小林華弥子君	2番	高橋 義孝君
4番	新井 一徳君	5番	佐藤 郁夫君
6番	佐藤 友信君	7番	溝口 泰章君
8番	西郡 均君	9番	渕野けさ子君
10番	太田 正美君	11番	二宮 英俊君
12番	藤柴 厚才君	13番	佐藤 正君
14番	江藤 明彦君	15番	佐藤 人巳君
16番	田中真理子君	17番	利光 直人君
18番	久保 博義君	19番	小野二三人君
20番	吉村 幸治君	22番	生野 征平君
23番	山村 博司君	24番	後藤 憲次君
25番	丹生 文雄君	26番	三重野精二君

欠席議員（1名）

21番 工藤 安雄君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長	野上 安一君	書記	衛藤 哲雄君
書記	馬見塚量治君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	清水 嘉彦君
教育長	清永 直孝君	総務部長	吉野 宗男君
総務課長	工藤 浩二君	財政課長	長谷川澄男君
総合政策課長	相馬 尊重君	監査・選管事務局長	佐藤 忠由君
会計管理者	佐藤 利幸君	産業建設部長	佐藤 省一君
契約管理課長	渡辺 定君	農政課長	志柿 正蔵君
健康福祉事務所長	秋吉 敏雄君	健康増進課長	衛藤 義夫君
保険課長	生野 博文君	環境商工観光部長	平野 直人君
挾間振興局長	米野 啓治君	庄内振興局長	佐藤 和明君

湯布院振興局長 …………… 佐藤 和利君 教育次長 …………… 島津 義信君
消防長 …………… 浦田 政秀君 代表監査委員 …………… 佐藤 健治君

午前10時00分開議

○議長（三重野精二君） 開会前に執行部より発言の申し出がありますので、これを許可します。
市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。昨日、日田市内で新型インフルエンザの発症がございましたので御報告させていただきます。

6月18日、日田市在住の10代女性に新型インフルエンザの感染が確認されました。大分県は6月18日、午後2時30分から第4回の対策会議を開催いたしました。由布市もこの対策会議を受けまして、18日午後4時20分、由布市新型インフルエンザ対策本部会議を開催し、今後の対応を協議したところでございます。

患者は現在38.2度の発熱、のどの痛み等があり、症状は安定しており、大分市の感染症指定医療機関に入院予定でございます。感染源としては発生の3日前に接触した福岡市在住の親戚が考えられます。

県では、女子生徒が通っている五馬中学校と五馬小学校、塚田小学校、出口小学校のあわせて4校を19日から25日まで1週間の休業を要請いたしております。

由布市といたしましては、現在、現地対策本部を健康増進課執務室内に設置して、適切な情報収集を行うなど対応しておりますが、現体制に変更はなく、引き続き情報の収集と感染拡大防止対策を講じてまいりたいと考えております。

感染拡大防止策としては、各庁舎、各施設に張り紙をして注意を呼びかけるなど、また、外出後の手洗いやうがいの励行、人の多く集まる場所へはマスクの着用等の周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、報告をいたします。

○議長（三重野精二君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の御審議、また現地調査等でお疲れのことと存じますが、本日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は、24人です。工藤議員から入院のため欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第5により行います。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時30分とします。

午前10時02分休憩

〔全員協議会〕

午前10時18分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

クールビス対応をいたしておりますので、上着は御自由にお脱ぎをいただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） まず、日程第1、閉会中の委員会の調査研修の結果について報告を求めます。議会運営委員長、久保博義君。

○議会運営委員長（久保 博義君） おはようございます。それでは、議会運営委員会から調査研修報告をさせていただきますと思います。

本委員会は所管事項のうち、次の事件について調査研修を行ったので、その結果を会議規則第103条の規定により報告をいたします。

調査事件、1、議会運営の件について、2、議会議員政治倫理条例についてでございます。調査研修期間は21年6月3日から6月4日の2日間でございます。研修地は長崎県南島原市、長崎県諫早市の2市でございます。調査研修視察者は、記載のとおりでございます。

研修の結果でございますが、まず南島原市について報告させていただきたいと思います。

応対者は記載のとおりでございます。南島原市の概況でございますが、長崎県の東南の有明に面した位置にあり、平成18年3月31日に深江町、布津町、有家町、西有家町、北有馬町、南有馬町、口之津町、加津佐町の8町が合併して誕生されました。

行政面積約169平方キロメートル、人口は5万3,590人で、予算規模は平成21年度当初予算額約273億6,500万円、市政の業務は分庁方式で行ってまいりました。

分庁の内容は、旧8町のうち、3町に庁舎を、旧5町に支所が置かれております。西有家庁舎には総務部、企画振興部、市民生活部が、有家庁舎には議会と福祉保健部、農林水産部が、南有馬庁舎には教育委員会と建設部、水道部と、それぞれ各庁舎に3部門ずつ配置されてまいりました。

議会の状況は、議員数は法定数上限の30人で、4つの常任委員会と1つの特別委員会で構成されております。また、事務局は5人体制となっております。

議会の運営方法は、我が由布市とほとんど同様でしたが、今6月定例会で議員定数等調査検討特別委員会の設置が予定されております。

また、現在庁舎のない旧5町の市民から分庁方式に対する不満や、深江庁舎から口之津庁舎までの間、車で四、五十分かかり無駄の多いという理由から、今後本庁方式の検討が行われるそ

うでございます。

議会議員政治倫理条例につきましては、まだ制定されておらず、今後の検討課題となっております。

次に、諫早市でございますが、応対者につきましては記載のとおりでございます。諫早市の概況でございますが、長崎県のほぼ中央に位置し、東は有明海、西は大村湾、南は橘湾で特性の異なる3つの海に囲まれ、また道路や鉄道等の交通などの要所となっております。

平成17年3月1日に旧諫早市と多良見町、森山町、飯盛町、高来町、小長井町が合併し、新生諫早市が誕生しました。

行政面積約320平方キロメートル、人口は14万2,000人で、予算規模は平成21年度当初予算額約518億4,000万円です。

市政の業務は本庁方式で行っております。現在合併により諫早庁舎が手狭になったため、道路を挟んだ隣接地に新庁舎を約50億かけて建築中でございます。また、旧5町の庁舎は支所として活用され、職員20人程度で窓口業務を行っております。

議会の状況は、議員数は法定数上限の34人で、4つの常任委員会と5つの特別委員会で構成されております。また議会事務局は9人体制となっております。

議会の運営方法ですが、会派制度が導入され、9会派があり、それぞれ1人から6人で組織されております。

質問は一般質問と会派の代表質問があり、一般質問の発言順序は通告順となっております。また会派代表質問は所属会派人員の多い順に行っております。関連質問は一般質問、代表質問とも同会派の議員であれば行うことができます。ただし、持ち時間以内となっております。一般質問の日程は議案質疑の後に実施しています。定例会以外の会議は、議員全員協議会、議員月例会及び会派代表者会議があり、議員月例会には定例会のない月に毎月1日開催いたしております。また会派代表者会議は必要に応じて開催されております。

議会広報活動ですが、本会議、臨時会はケーブルテレビにより生中継で放送いたしております。一般質問は当日の午後7時より録画放映を行っております。職員には、庁舎内の各課に音声による放送を行っており、モニターテレビは庁舎のロビーで設置いたしております。市民の直接の声を聞くため、各委員会を中心に市民や団体との意見交換会を適宜開催いたしております。

政治倫理条例についてですが、平成20年12月の定例会で制定され、平成21年4月1日から施行されております。

条例は第1条から第14条で構成され、必要な事項は施行規則で定められております。

条例の主な目的は、市議会議員がその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないように必要な措置がさだめられております。

条例の制定による成果ですが、施行後約2カ月と短期間であり、評価はこれからとの説明を受けましたが、条例制定の必要性は強く認識されておりました。

研修の成果でございますけども、今回の研修は、議会の運営方法等研修目的以外に参考になる事項が数多くあり、特に諫早市は市制としての歴史が古く、当然市議会としての議会運営の経験も豊富であり、大変有意義な研修を行うことができました。

特に由布市議会で実施していない1、本会議のテレビ中継ができるまでの間、庁舎内だけでも音声の放送の検討。2、議員月例会の定期的な開催の検討。3、前期の議会運営委員会の引継ぎでもありました党派制度の導入の検討。4、一般質問の実施の方法の再検討。5、議員倫理条例制定に向けての検討。

以上の5項目は、今後調査、検討する価値があると強く感じた研修となりました。また、研修先でいただきました資料につきましては、私の手元にありますので、ごらんいただきたい方は申し出ていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（三重野精二君） 以上で、閉会中の委員会の調査研修報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第2、請願・陳情についてを議題とします。

それでは、本定例会において付託いたしました請願2件、陳情3件及び前期定例会にて継続審査の請願1件につき、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） おはようございます。本委員会に付託の陳情を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則136条第1項の規定により報告をします。

日時は、平成21年6月17日。

場所は、庄内庁舎3階会議室。

主席者は総務委員全員です。

陳情受理番号1、件名は「安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳述書」、審査結果は継続であります。

経過及び理由は、政府は「国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため」として、平成18年12月に地方分権改革推進法を成立させ、翌年4月に地方分権改革推進委員会を設置しました。分権委員会は19年に第1次勧告、20年12月に第2次勧告を行いました。地方では国・都道府県・市町村の役割分担を明確化した上で、地方の自立につながる行政面での分権改革や税源移譲の推進や地方交付税制度の再構築、国庫補助負担金等の廃止を求め、地域に住む住民が自らの意志に

よって地域の行政を決定できる仕組みの実現を求めています。

しかしながら、これまで重要な河川や道路の整備、維持管理は国が行う中で一定の水準を保ってききましたが、財源が保障されない地方分権では地域間格差も予測されます。

今回の陳情内容は、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出を求める陳情書であり、当委員会としては今後の地方分権改革や国の地方出先機関に関する動向を見極めるため、継続審査として意見書を提出するか判断をしたいと思います。

以上であります。

○議長（三重野精二君） 次に、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） おはようございます。文教厚生常任委員会委員長、溝口泰章でございます。

本委員会に付託の請願1件、陳情2件、——文面1件になっておりますが、陳情が2件でございます。訂正方お願いいたします。——を審査の結果、以下のとおり決定しましたので、会議規則第136条第1項の規定により、報告いたします。

日時は、平成21年6月17日。

場所は、湯布院庁舎会議室におきまして、出席者、文教厚生常任委員会メンバーで行いました。

まず、受理番号6、義務教育費国庫負担制の堅持を求める請願についての審議の委員会の意見を申し上げます。

義務教育無償制度の原則は、日本国憲法、そして教育基本法の定めるところであります。義務教育の人件費に係る国庫負担制度は維持されております。この点から、委員会では義務教育無償制度の維持・継続を求める本請願趣旨に賛同し採択するところです。

しかし、主任制度の職務給与である主任手当が抛出され、義務教育活動の円滑かつ効果的な展開を図る本来の主任制度の趣旨からかけ離れるものになっていること。

また、県教委の汚職構造に少なからず関与しているにもかかわらず、自らの組織体質の改革に意欲的な取り組み姿勢が打ち出せないままにやり過ごそうとしている体質的消極性の存在などを考えるとき、教育は未来への先行投資であるという主張や、次代を担う子どもたちに良質な教育を保障する目的に懐疑的にならざるを得ない——という否定的意見が複数出ております。

声なき声が教職員を取り囲んで批判していることを自覚し、地に落ちたと言われる教育の再生に向けて、かけ声だけでなく、教育の本質に係る尊厳回復を断行されんことを期待して本請願を採択と決しました。

続きまして、陳情受理番号2、件名、新保険業法の適用除外の意見書提出を求める陳情。

委員会の意見といたしまして、この陳情は、自主的、民主的に運営される健全な共済を新保険業法の適用除外とする意見書の提出として求める陳情です。

審査の過程で、他委員会との関連も含め、継続して審査することに決定いたしました。

続きまして、陳情受理番号3、肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情につきましてです。

委員会の審査の過程で、死亡原因の中での4位となっている肺炎は、特に高齢者にとって深刻な問題となっており、肺炎球菌ワクチンの接種による罹患の阻止は効果的な結果が期待できます。また、肺炎球菌ワクチンの接種は1回の接種で5年間の有効性があり、現行のインフルエンザワクチン接種に対する公的助成との併用で、高齢者の死亡・入院が減少することが見込まれます。

委員会の審査におきまして、国の臨時交付金を視野に入れた施策として、第1回定例会で趣旨採択となったH i b ワクチン接種の公的助成とあわせた実施を行い、子どもとお年寄りが安心して生活できる地域医療の制度整備の観点から、本陳情を採択と決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 陳情2と言ったのは、別刷りで皆さんにお配りをしておると思っていますので。

次に、建設水道常任委員長、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） それでは、建設水道委員会から請願審査の御報告を申し上げます。

本委員会に付託の請願を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により御報告を申し上げます。

日時、場所、審査者につきましては、記述のとおりでございます。

審査の結果を申し上げます。受理番号1、受理年月日、平成21年1月21日、件名、庄内中学校通学道路の新設に係る請願書。

委員会の意見を申し上げます。この通学路は危険箇所指定されていること、バスが学校まで入らないこと、生徒の約60%が現在の道路を利用していること、道路事情により拡幅が困難であることをかんがみれば、早期に新設すべきであることは当委員会としても十分な理解ができます。

ただ、今一度、路線について、市及び地元の方々で十分協議することを申し添えまして、審議の結果、採択といたします。審査の結果は採択でございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、観光経済常任委員長。山村博司君。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） おはようございます。それでは、観光経済常任委員会に付託されました請願審査の結果について、報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第136条第1項の規定により報告をいたします。

日時は、平成21年6月17日。

場所は、挾間庁舎4階、第1委員会室。

出席者は、私と後藤議員、吉村議員、藤柴議員、太田議員、5名であります。

審査の結果について報告します。請願、受理番号5、受理年月日、平成21年5月20日。件名、農地法の「改正」に反対する請願。

委員会の意見として、この請願については、市農業委員会でも協議されておらず、当委員会が先駆けて協議すること、また国において6月17日に請願趣旨の法案が可決、成立したこともあり、今後慎重な取り扱いが必要であり、審査した結果、本請願は継続審査といたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることをお願いしておきます。

まず、請願受理番号1、庄内中学校通学道路の新設に係る請願を議題として質疑を行います。質疑はありますか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員長の報告の中に、「この通学路は危険箇所指定されている」というふうに書いてました。バスが入る、入らないはともかくとして、通学路そのものが危険箇所指定されているというのは、ただごとではないというふうに思うんですが、その件について詳しく教えていただきたいと思います。

さらに、路線について云々というのがあります。その路線について云々というのは、請願書の意図とは別のことなのかどうか、その辺についても教えていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） ちょっと文書の作り方がまずくて、ごめんなさい。危険箇所につきましては、現在の農協、商工会の横の現在通っている道路が左側の——左ちゅういいますか、こっちの川よりのほうが、川に沿った道ですので危険箇所になってるそうでございます。そういう意味で指定されているということで書いております。

路線については、前回の請願に出ていますように、新しい田んぼの中を真っすぐ突き抜けてる、そのことを、今の新しい計画路線のことでございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 場所が全然イメージがわからないんですけど、商工会はもちろんわかります。大分川もわかります。その川よりになっているところが危険箇所という意味が、私に

はよく理解できないんですが、どういうことを指している。なぜ危険なのか、教えていただきたいんですが。

○議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 商工会と、商工会のすぐ先に、左、住宅街、私もちょっと宙で覚えんけど、1、2軒あると思います。その先が、ずっと中学校に近いところまで左側が直接河川の土手際になっております。その部分が左、溝口議員もたれてますので、見られてください、地図を。その部分が危険箇所になっているそうでございます。（発言する者あり）はい、そうですね。その川の部分です。（発言する者あり）そっちはいいです。（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 委員長に3点ほどお聞きしたいんですが。今、ちょっと8番議員と重なるところがあると思いますけども、危険箇所の指定はだれが、どのように指定しているのかということですね。

そして、2点目が、この事業の総事業費の概算などは検討したのか。

そして、3点目が、危険箇所ということで、今言った、川よりの道を避けて、商工会のところから真っすぐつくて、市道西鶴天神山線まで突き抜けてしまうぐらいの長距離にわたる通学路を想定しておりますけれども、柿原中学校線と西鶴天神山線の整備でも、この危険を避けたり、バスを入れたりすることができるとは、私、思うんですけれども、その議論がなされたのかをお聞かせください。

○議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 危険箇所の指定については、申しわけありませんが、委員会で聞いておりません。申しわけありません。

それから、総事業費等については、2人ほどの意見の中で、私もその一人ですけど、やはり現在の場所を拡幅したら、経費が上がるんじゃないかなろうかと、軽減されるんじゃないかなろうかということと、今の場所を6メートルとり、それに歩道とったら8メートルあるいは9メートルという幅になると、相当な金額なんじゃないかなろうかと。用地買収等も含めましたら、金額も高くなるし、その辺を今後、用地交渉とともに、用地の計算、勿論ですね、それから工事のほうの計算、その辺を含めた中で、地元の議員さん、全員賛同していただいておりますんで、議員さんを含め、また行政の方、関係各位と相談を願いたいということを思っております。

それから、3番目、危険箇所についてですが、それ先ほど言うたとおりです。その後、何かあったですかね。

○議員（7番 溝口 泰章君） 両脇の市道。

- 建設水道常任委員長（利光 直人君） 両方の市道。はい。
- 議員（7番 溝口 泰章君） いたすことはできないのか。
- 建設水道常任委員長（利光 直人君） 両方の市道に。
- 議員（7番 溝口 泰章君） この市道。
- 建設水道常任委員長（利光 直人君） うんうんうん、はい。
- 議員（7番 溝口 泰章君） ここまで。
- 建設水道常任委員長（利光 直人君） うんうん。（発言する者あり）
- 議員（7番 溝口 泰章君） 天神山関係ない。
- 建設水道常任委員長（利光 直人君） それについても一応協議がありましたけども、先ほど申しましたように、地元の議員さん、地権者と、最終的に採決になれば、これが進むにつれて建設課とか農政の中で、話が今後進まれると思います。
- 議長（三重野精二君） 溝口泰章君。
- 議員（7番 溝口 泰章君） 確認いたしますけれども、先ほどの8番議員の答弁の中で、柿原中学校線の途中までは危険ではないと、（「うん」と呼ぶ者あり）もちろん、危険を指定しているところがどこかわからないなどという指定危険区域というのは、私には理解できないんですけども、ただ単純に、あそこは危ないぞという意識で、危険箇所指定されているというふうにおっしゃっているように受け取れましたので、ちょっとそのへんがあやふやだというふうな指摘はしておきますけれども、途中までは危険ではないということで、では、そこから先を中学校まで整備して、商工会からのルートは、拡幅なり整備なりで対応できるというふうな議論はなさいませんでしたか。
- 議長（三重野精二君） 利光直人君。
- 建設水道常任委員長（利光 直人君） その案も当然出ましたし、今言われたように何ちゅういいますか、中学校の向こうの道路まで抜かんでも途中まででいいじゃないかという話も、いろんな論議されましたけども、先ほど申しましたように一応採択させていただいて、後は地元と十分協議しながら、金銭も含めた中で一番いい方法をとって、とにかく学校の子どものことですから、つくってほしいというのが当委員会の要望でございます。
- 議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号1を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号1については、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次の請願受理番号5については、継続審査です。

次に、請願受理番号6、義務教育費国庫負担制の堅持を求める請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号6を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。請願受理番号6を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号6については、採択とすることに決定いたしました。

次の陳情受理番号1については、継続審査です。

次の陳情受理番号2については、継続審査です。

次に、陳情受理番号3、肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する陳情を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより陳情受理番号3を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情受理番号3を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、陳情受理番号3については、採択とすることに決定いたしました。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第3、報告第2号平成20年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてから、日程第21、議案第67号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの19件を一括議題とします。

付託しております各議案については、各常任委員長にそれぞれの議案審議に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 総務常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

まず、報告第2号平成20年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について、報告3号平成21年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出についてであります。報告2件については、理事会での決定事項の由布市土地開発公社の平成20年度事業報告及び決算諸表の報告と、同平成21年度の事業計画、予算書、資金計画書の報告案件であります。全会一致で原案を了承しました。

次に、報告第4号平成20年度由布市一般会計継続費繰越計算書について。給食センター建設事業については、19年12月議会で、19年・20年・21年度の3カ年事業として継続費が可決されましたが、継続費の年割額に係る歳出予算経費で年度内に支出が終わらなかったものは、継続費計算書を調整し、議会に報告するものであります。全会一致で原案を了承しました。

次に、報告第5号平成20年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について。定額給付金事業以下13事業を3月議会で可決したことを受け、これに係る経費を翌年度に繰り越した場合は、5月末日までに繰越計算書を調整したことによる報告であります。審査の結果、全会一致で原案を了承しました。

次に、報告第6号平成20年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について。一つは事業名「地域情報通信基盤整備事業」は、国の許認可手続が大幅におくれたことと、財源である地域情報通信基盤整備推進交付金の性格から、年度内執行が原則であったため、やむを得ず事故繰越しを行うものであります。

また、「庄内地域振興事業」については、年度内の完了を目指し事業を行ってきましたが、隣地土地所有者と境界立ち入りの同意が得られず、事故繰越しとなったものです。当初予算額より実際に境界確認ができた分のみ減額して繰り越すものです。旧町時代からの懸案事件でしたが、この境界確認をもって行政としての措置は終了するものと報告を受けました。審査の結果、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第55号由布市まちづくり支援自動販売機基金条例の制定について。由布市内に設置するまちづくり支援自動販売機による寄附金を適正に管理し、由布市のまちづくりに要する経費の財源に充てるための条例であります。審査の結果、全会一致で原案を可決すべきと決定しました。

次に、議案第59号由布市下湯平共同温泉の指定管理者の指定について。指定管理者に下湯平・蓑草地区共同温泉管理組合に指定するものであります。管理を安定して行うためにも、利用促進に取り組み、周辺地域のみならず幅広く利用者がふやせるよう取り組みをしていただきたいものです。審査の結果、全会一致で原案を可決すべきと決定いたしました。

議案第63号平成21年度由布市一般会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案を可決すべきと決定しました。

経過及び理由といたしまして、本補正予算は歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,344万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を149億4,245万7,000円と定めたものです。

当委員会に付託されました補正予算の主なものは、歳入では19款繰入金1項1目繰入金2節基金繰入金の財政調整基金3,248万円と21款諸収入5項2目雑入1節雑入の自治総合センター助成金490万円と地域活性化センター助成金300万円であります。

歳出の主なものは、2款総務費1項6目企画費19節負担金補助及び交付金300万円は、湯布院川西地区の事業に対する補助金であります。

2款総務費1項9目地域振興費13節委託料は、109万2,000円の測量設計費は南由布駅前前の土地の境界確認の測量費であり、防衛交付金で整備するに当たり、九州防衛局から境界確認ができてないことの指摘を受けたものであります。

19節負担金補助及び交付金490万円は、挾間町女天風太鼓に240万円、庄内町蛇口地区の獅子舞用具に250万円であります。

2項徴税费1目税務総務費23節償還金利子及び割引料340万円の還付金140万円と過年度返還金200万円は、旧挾間町時代の固定資産税の課税において、住宅用地の認定誤りが平成21年度の評価がえ事務処理の際に発覚され、それにより還付金が発生したものであります。

また、18節備品購入費機械器具費131万5,000円の増額は、電源立地交付金等で消防の小型積載車を購入するものですが、当初予算額では見積額に満たず入札ができないため増額するものです。今後は事前に予算をたてる際に見積額を十分に精査する必要があることを指摘しておきます。慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきと決定しました。

次に、議案第66号由布市監査委員条例の一部改正について。不測の事態に対応するためにただし書きを加えるためであります。委員会の中でも原則は60日以内に意見書を提出することを確認し、万が一特別な理由により延長された場合、その理由が妥当であったか否かは、――そ

こ、誤字であります。——否かは、最終的に議会の決算認定時に審議されるべくものと思われま
す。慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきと決定しました。

次に、議案第67号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。職員の通勤手当の是
正を図るためであります。現在、原油価格の変動・高騰、通勤距離の遠距離化等の要因により、
職員の生活費に対し大きな圧迫要素になっていることは——ここがちょっと字が違いますね——
否めない。——誤字であります。特に市内の近距離通勤者の手当是正を図るために条例を改正す
るもので、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきと決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託されました審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 文教厚生常任委員会委員長、溝口でございます。本委員
会に付託の事件は、審査の結果、以下のとおり決定しましたので、会議規則103条の規定によ
って報告いたします。

日時、場所、主席者、担当課におきましては、記載のとおりでございます。

まず、最初に議案第56号由布市学校給食センター設置条例の制定について。本議案は由布市
学校給食センターを新設するため設置条例の制定をするものです。

委員会の審査の中で、給食センターの運営委員会設置については、人選に偏りをなくして組織
を整え、市民への説明責任を議会を通じて果たせるよう、設置条例施行規則に反映されるべきと
の意見が出ています。慎重審査の結果、可決すべきと決しました。

続きまして、議案第57号及び58号に関して、一括で報告申し上げます。57号は、挾間町
学校給食センター設置条例の廃止について。58号には湯布院町学校給食センター設置条例の廃
止についてでございます。

本議案は、両議案とも由布市学校給食センターを新設するため、挾間町学校給食センター及び
湯布院町学校給食センターの設置条例を廃止するものです。審査の結果、両議案とも可決すべき
と決しました。

続きまして、議案第62号由布市国民健康保険条例の一部改正について。本議案は、健康保険
法施行令等の一部を改正する政令が改正され、出産育児一時金の額が35万円から39万円に引
き上げられ、平成21年10月1日から施行されることに伴う条例の一部を改正するものです。

なお、この改正は平成21年10月から平成23年3月末までの暫定措置となっております。審
査の結果、可決すべきと決しました。

続きまして、議案第63号平成21年度由布市一般会計補正予算（第2号）についてです。

本議案は歳入歳出それぞれ4,344万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を149億
4,245万7,000円と定めるものです。

本委員会に係る主なものは3款では2項1目13節次世代育成支援行動計画策定業務委託料100万円。4項1目15節小松寮のC棟居室トイレ設置工事等308万7,000円。

4款では、1項4目3節新型インフルエンザ対応に伴う時間外勤務手当100万円、6目11節コスモス種子代等86万2,000円。

10款では、1項4目7節中高連携の相互乗り入れ授業に伴う臨時職員賃金648万円、5項2目18節給食センター建設に伴う備品2,000万円、6項1目11節ゆふの丘プラザの非常灯修繕費191万1,000円等です。

委員会審査の中で3款2項1目13節事業計画策定業務委託料100万円の次世代育成支援後期行動計画については、前期計画の検証を行い、後期計画においては実行性のある計画とするよう要望。

そして、4款1項6目11節消耗品86万2,000円コスモスの種子代等については、種子取りや栽培の検討と市民への花情報の提供を求める意見が出ています。

10款では、1項2目8節報償費6万円教育事務事業評価点検謝金については、2名掛ける3回の単純な外部評価にとどめず、幅広い意見の集約による客観評価を可能にする委員会の設置が望ましいとの意見が出ています。

1項4目中高一貫教育臨時職員賃金648万円、臨時職員の配置に関しては教育加配効果を連携型一貫教育の県指定研究と歩調を合わせ、11月の研究効果で実行性を検証する体制を整えるべきであるとの意見が出ております。

3項1目1節学校評議員報酬5万7,000円については、学校評議員に保護者が入っておらず、評議体制の不備が指摘され、早急な改善を望む意見が出ております。

6項2目19節小さな親切運動補助金4万5,000円について、少額の補正ではありますが、こうした運動は抜間町に限らず広く全市にわたる運動の展開を求める多くの意見を見ております。審査の結果、原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第64号平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてですが、本議案は、歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億1,606万7,000円と定めるものです。

補正の内容は、歳出については第3者納付金に係る手数料の増額によるものです。歳入については保険料及び事務費繰入金を減額し、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金、第3者納付金及び返納金を追加するものです。審査の結果、原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第65号平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

本議案は、歳入歳出それぞれ8万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,927万

7,000円と定めるものです。

補正の内容は人件費の補正であり、職員の扶養親族が特定扶養親族になったことに伴う扶養手当の改定によるものです。審査の結果、原案可決すべきと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会の審査の結果報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、建設水道常任委員長、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） それでは、建設水道常任委員会から審査の報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

日時は、平成21年6月16日火曜日10時から行いました。また、翌日13時午後、現地調査を2カ所ほど行いました。

現地調査の場所につきましては、第3委員会室でございます。出席者は当委員会全員でございます。

今回の案件につきましては3件でありましたので、ただいまからこの3件を御報告申し上げます。

審査の結果、議案第54号平成21年度由布市立由布川幼稚園新築工事請負契約の締結について、審査の結果、原案可決すべきものと決定をいたしております。

経過及び理由につきましては、本事案については教育委員会所管の事業であります。当委員会については、条例に基づき市長部局の契約管理課における契約の内容について審査をいたしました。事業の内容については、教育委員会担当の出席を求めて確認をいたしました。

今後、教育委員会所管の工事等の議決案件については、契約管理課と事務調整を行い、統一した見解を求めることの見解を付して慎重に審査の結果、原案どおり可決するものといたしました。

続きまして、議案第60号由布市乙丸温泉館条例の一部改正についてです。審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしております。

経過及び理由につきましては、この条例改正については、別表中の入浴料の1世帯3人までと1世帯4人以上の1カ月分についてを、それぞれ300円値上げするものでございます。

当施設については、指定管理に基づき地元管理組合と契約していますが、利用者の減少により維持管理が困難になったための増額であるとのこと。

なお、条例の趣旨、目的及び今後の維持管理方策について執行部内での事務調整を図り、条例の整備とあわせ、管理担当課を明確にすることの見解を付して、慎重に審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたします。

次に、議案第63号平成21年度由布市一般会計補正予算（第2号）。審査の結果、原案可決

するべきものと決定いたしております。

経過及び理由につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,344万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ149億4,245万7,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものとしまして、土木総務費で委託料の天神山猪野中尾線——長さが2キロでございますが、このほか2本と、用地所得事務に関するシステム導入等で636万9,000円、道路新設改良費で委託料の時松中央線の排水放流路の測量設計ほか350万円、機械器具借り上げ料として3路線、400万円、補償金の組みかえ分を含めまして750万円の減が上がっております。等々、慎重に、慎重に審査した結果、原案どおり可決するべきものと決定いたしております。

なお、今回の3件の審査について、気づいたことを申し上げたいと思います。海の家、国民宿舎、今後廃校となる教育施設等、また7月に予定されている陣屋の村などの維持管理が契約管理課で行われているのが現状であります。

さらに、契約管理課においては、工事等の契約のみを行い、契約前の状況及び完了後の竣工検査については主管課が行っているなど、契約担当課としての実質にマッチしていない部分が生じていると思われまます。

今後、公共施設の目的達成後、施設管理等については、執行部において十分事務調整を行われまして管理体制を明確にすることを、今回全体としての審議の中で感じましたので、意見として付しておきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、観光経済常任委員長、山村博司君。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） それでは、観光経済常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則103条の規定により報告をいたします。

日時、平成21年6月16日午前9時50分より3時半まで、17日午前9時50分より2時まで。

場所、挟間庁舎4階、第1委員会室。

審査日程につきましては、16日付託案件の審議、平成21年度一般会計補正予算について、現地調査。6月17日、付託案件審議・請願について協議をしました。

出席議員は、私と後藤議員、吉村議員、藤柴議員、太田議員、以上5名です。

担当課は、商工観光課、農政課、農業委員会の3課です。

審査の結果を申し上げます。

議案番号第63号平成21年度由布市一般会計補正予算（第2号）について。審査の結果、可決すべきと決定をいたしました。

経過及び理由について申し上げます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,344万4,000円を追加して、それぞれ総額149億4,245万7,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは6款農林水産業費1項1目2節給料290万8,000円、3目農業振興費19節集落農場型低コスト省力技術対策事業補助金34万円、4目畜産業費14節使用料及び賃借料機械器具借り上げ料（畜産品評会場設備借り上げ）75万8,000円、5目農地費13節委託料（石武井路水路測量業務）32万4,000円、7款商工費3目観光費13節委託料地域観光情報発信業務447万5,000円です。

歳入の主なものとして、16款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金2節農業費補助金活力ある水田農業振興対策事業費補助金34万円、9目労働費県補助金1節労働費補助金緊急雇用創出事業臨時特別交付金（挾間町妙音山森林公園進入路維持補修委託料）80万円です。

なお、当委員会の意見といたしまして、3点申し上げます。1、ことしの4月1日付の農業委員会の職員の人事異動についてでございますが、職員5名中4名が新人であり、市の主要産業である農業の活性化を図る上で問題がある。今後、人事異動については十分検討して適正に行ってほしい。

2点目、水稻直まき栽培（ショットガン）について、低コスト稲作の実践の趣旨は十分理解できますが、補正予算計上前の平成21年5月11日に実施されており、議会無視も甚だしいとの声がありました。今後は情報提供について十分注意をしてほしい。

3点目、市畜産品評会の会場借り上げについては、JA大分さわやか地域本部と市の協議、対応がおそく、今後は十分協議を行い、また財政が厳しいときでもあり、毎年会場借り上げは問題である。

最後にJAと市は、農業振興及び農家育成のため一心一体となっていくべきと思うが、最近では訴訟問題を初め農家所得向上に向けての動きがなく、市内の農業者の声は市行政に対して不満が多い。新たな地域農業の振興をする上で問題である。

以上の意見を付して、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員会の報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時30分とします。

午前11時18分休憩

.....

午前11時29分再開

○議長（三重野精二君） 再開いたします。

これより審議に入りますが、議案についても委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることを再度お願いしておきます。

まず、日程第3、報告第2号平成20年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題として委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 本会議の質疑の中で、いろいろな問題を指摘しましたけれども、そのことについて、きちんと議論した様子が見えられないというのは、委員長が経過及び理由の中で述べているように、「事業報告及び決算諸表の報告」となっているんですね。こういう誤りをきちっとするよとということの本会議で質疑をしたんですけども、そういうことが委員会の中でもきちっと議論されてなかったのは非常に残念に思います。正確に言いますと、「事業報告及び財務諸表の報告」というのが正しい表現ですね。

いずれにいたしましても、この土地開発公社、2億円近くの借入れを行って、借換債だけをやっている団体なんですね。だから塩漬けの土地がかなりある。今回、南由布の3,880万円の借金返済をやって土地を処分したということは評価しましたけれども、残りの土地についてはほとんどめどが立ってないと。そういうことについて、きちっと委員会でね、くぎを刺すというようなことをやってほしかったというふうに思うんですけども、基本的にはこういう毎年、毎年、承認してはならないと。やっぱり「きちっとせよ」ということを議会のほうで明らかにすべきだというふうに思います。

ぜひ皆さんも、一度お灸を据える意味で不承認のほうに回ってほしいというふうに思います。お願いします。（発言する者あり）

○議長（三重野精二君） ついでに、原案の賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより報告第2号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は委員長報告のとおり了承することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第4、報告第3号平成21年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） この事業計画を説明する書類も、るる問題点指摘いたしました。最大の問題は、1,800万円の借り入れについて、長期借り入れについては理事会で認めてます。しかし、この1億3,000万円という多額の短期借入金、これは事業計画書の中にもどこにもないんですよ。そういうことを認めちゃいかん。にもかかわらず、毎年この繰り返しをしているんですね。そういうことを本会議の質疑の中で言ったけども、委員会ではほとんどそのことを議論されてない。非常に残念に思います。

次回からは、何とかこういうのを予算書の中で、事業計画の中でも、それらを整備してやるということ、口では言ってますけど、なかなかやろうとしないんでね。くぎを刺す意味でも、きちっとこれは承認できないということを議会で態度を示すべきだと思いますんで、皆さんも不承認のほうにお願いいたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより報告第3号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は委員長報告のとおり了承することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第5、報告第4号平成20年度由布市一般会計継続費繰越計算書についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより報告第4号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は委員長報告のとおり了承することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第6、報告第5号平成20年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議

題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 繰越明許にされたそのものが補正予算の駆け込みで、前回の臨時会であのようにばたばたやってですね、決定いたしました。しかし、基本的な財源は、この後消費税にゆだねるみたいなことを平気で言っているんですね。だから、今のこの総選挙前にしたばらまきに対して、市町村が無条件にそういうように従っているいろいろなこと自体が非常に危険だというふうに私は思います。

そういう点で言えば、こういうことをもっと慎重にきちっと審議すべきところを、あの臨時議会のどたばたで、もう皆可決してしまいました。それに伴う繰越計算書でありますけれども、同時にこれに対しても反対をしたいと思います。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより報告第5号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は委員長報告のとおり了承することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第7、報告第6号平成20年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員長にお伺いします。

地域情報通信基盤整備事業については、年度内執行が原則であるので事故繰越がやむを得ないということは理解できるんですけども、後段の部分ですね。庄内地域振興事業については、これ事故繰越というふうにどうして認定したのか教えていただきたいんですが。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 20年度の年度内までには他の……。あ、済みません。申しわけありません。20年度の12月、たしか12月の一般会計補正予算でこの分が上がったんですけども、他の地権者とは同意が得られましたけど、1軒だけどうしても、境界の一緒に確認作業がどうしてもできないということで、ほかの地元の方は全部同意を受けて、その分は境界確認ができた。残りの、予算的には4万円か5万円ぐらいはその分が残っているということでありませ

以上です。（「絶対ちゅうわけじゃないんか、はい」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより報告第6号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は委員長報告のとおり了承することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第8、議案第54号平成21年度由布市立由布川幼稚園新築工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号由布市まちづくり支援自動販売機基金条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 委員長にお尋ねいたします。

この趣旨といいますか、自動販売機をつくったんで、こういう基金条例をつくるということなんですけども、これは普通の寄附金で扱えばいいんじゃないかと思うんです。あえて条例をつくらなければいけないというのが、いまひとつわからなかったんですが、その辺の委員会での話はなかったのかということ。

それから、こういう条例をつくってしまいますと、いわゆる無法ちゅうか、無作為に自動販売機が市内に設置される恐れもあるんですね。こうすることはまた景観とか、交通安全あるいはまた非行防止に対しても、自販機がふえていくということは障害になろうかと思うし、また電気、

CO₂の問題からしても、相当な電力を食っていくんじゃないかと思うんですが、そういうような話が出て、この条例はいかがなものかなというような話はなかったか、お尋ねします。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 吉村議員の御質問に答えますけど、CO₂の関係も委員会の中でも出ました。やはり、どんどん進めるべきじゃないというような意見もありましたし、先ほどの、あえて基金条例をつくってまでというような、他の寄附金扱いでいいんじゃないかということも意見としても出ましたけども、理由の中でも申しましたように、やはり寄附金で基金とする、この使い道をはっきりするためにも、この条例を制定したほうがよいということで説明を受け、委員会としての決定をいたしました。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 今回の補正の中にも既にこの条例が、今から可決するかしないかという議題になっているにもかかわらず、既に補正予算書の中に新設という形で計上されているということ、このことを見ても、ちょっと先ほど委員会の報告の中にもありましたけども、ちょっと議会を軽視してるんじゃないかという点が1点。

それから先ほど申しましたように、一業者との協定なんですね、これが。市内には多くの業者が設置しておる自販機等が目には余る状況にあります。そうした中で自販機の設置場所等をまず定めるというような条例のほうが、場所設定の条例こそ私は必要ではないかと思っておりますので、この条例を生かすということは市内に自販機が蔓延するという恐れがありますので、一応私は反対といたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立20名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第56号由布市学校給食センター設置条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員長の報告の中には、「市民への説明責任を議会を通じて果たせるよう」という一文を入れていただきましたけれども、基本的に給食会計は議会にほとんど反映されません。それで、公共料金たる給食費も、議会としては何らかかわりを持たない。ひどいときには、これは挟間の給食委員会の例なんですけども、全く運営委員会を開かずに一年を過ぎてしまうというような例も過去にありました。そういう意味で、運営委員会に議会の代表と称して議員を入れるのではなく、やっぱりきちっと議会に管理運営に対するそういうものを、年次報告を議会にするというような基本的な姿勢が、この条例の中には全く見られない。

そういうことをもって、根本的には学校給食センターは、巨大施設をつくったことに反対なんです、この条例についても反対いたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第57号挟間町学校給食センター設置条例の廃止についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 委員長にお尋ねします。

新しく由布市学校給食センターができるから、従来の設置条例を廃止するという事なんですけど、58号にも関連しますが、この跡地利用をどのように考えておるのか。

そしてまた、今まで使われておった器材について、どのような処分がなされるのか、そういったことが委員会の中で話され、執行部側から説明があったのか。ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 吉村議員にお答えします。

跡地利用に関しましては、新しい給食センターの設置に伴って配送されます給食の受け入れ施設として活用というふうに挟間も湯布院も想定されております。

2点目の器材につきましてですが、器材の中で挟間のほうはアルマイトの——昔の兵隊さんが使うような形のものでありますので、再利用はできないと。

ただし、庄内と湯布院につきましては、硬質プラスチックですか——になっているので、活用は図るんだけど、当初はそろえていっていききたいということでありまして、そのうちに何らかの形で利用の目が出てきたときには、利用の方法を検討したいという程度の説明でございました。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。この場合、本案の挾間町学校給食センターは、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する施設であり、この廃止については地方自治法第244条の2第2項の規定により、出席議員数の3分の2以上の同意を必要とします。

ただいまの出席議員数は24人、その3分の2は16人です。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立23人であり、所定数以上であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第58号湯布院町学校給食センター設置条例の廃止についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決します。本案についても、議案第57号と同様に出席議員数の3分の2以上の同意を必要とします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立者23人であり、所定数以上であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第59号由布市下湯平共同温泉の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。10番、太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 委員長にお尋ねします。

委員長報告にもありますが、「利用促進に取り組むべき、周辺地域のみならず幅広く利用者をふやせるよう取り組みをしていただきたい」というふうにあります。名称が下湯平・蓑草地区と、私は、この「蓑草地区」という文言を入れたことに非常に抵抗感を覚えているわけです。何でわざわざ、この蓑草地区を加えたのか、幸せの湯管理組合とか、そういう名称でよかったんではないかと考えているわけですが、委員会の中でその辺の、この「幅広く利用を」という部分と、この固定をしている部分の相反する部分に対して、どういう意見なり、話し合いをされたのかと、そのことについてお伺いします。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） うちの委員会としては、指定管理者の指定についてでありますので、この「蓑草地区」という名前が入ったということに対しては議論をしておりません。これの選定委員会——したのかな、いや、下湯平がどうかということはあるんじやけど、蓑草地区としては、なぜ入ったかということはありませんでしたので。その辺は選定委員会との関係だと思えます。うちは選定委員会さんの意見を見て、指定管理者の候補者として下湯平・蓑草地区共同温泉管理組合と締結を——でもよいということでありまして、うちとしては、その辺の因果関係はわかりません。

後、幅広くとかいう部分で、やはり、この選定委員会さんの中で採点の部分、管理を安定して行う能力とか、施設の効用の最大限の発揮の分で、少し平均点が少ない部分がありますので、やはり選定委員会さんが現地調査を行う中で、その辺のところ、努力してほしいという分もあると思えますので、委員会としての意見に付しました。幅広く利用者がふえてほしいと委員会としても思っております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 10番、太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 私は、その利用促進について、この名称がひどく障害をするというふうな考えを持つわけです。ですから、今後、名称変更も含めて、条例変更なりを検討していただきたいという要望を添えておきます。じゃないと、対岸の畑とか小平、淵の方々が利用しづらいというのは現実に私どもの地区でも、この管理組合の名称一つで非常にやっぱり利用しづらいというものがありますので、申し添えたいと思います。よろしく願います。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 質疑ではないと思うんですけど、今後共同温泉は、以前から

も通称やっぱり「幸せの湯」という名前で利用されておりました。今度また看板設置を行って、幅広く利用者をふやす予定でありますけども、その看板設置の図柄等そういった弊害が出ないような形を委員会としても担当課に一応言っておきましたので。よろしくをお願いします。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第60号由布市乙丸温泉館条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第61号由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

○議員（7番 溝口 泰章君） 動議。

○議長（三重野精二君） 7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 本議案第61号について、思うところを述べさせていただきたいと思えます。

この動議は、確かに議員報酬低い、県内でも低いということは存じ上げておりますし、それを議論にして審議に付したということも理解できますが、この中で抜けている政務調査費に関する

議論が一切行われずに、本俸のみの議員報酬の変更ということですので、これをぜひとも委員会付託の形を通して、もっと慎重な議論を行った上で本会議にかけていただきたいと。ここで一気に本会議場で決をとるのではなくて、慎重な議論を付託制で行って、それから再度、またかけていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） ただいまの溝口泰章君からの動議に賛成の方はいますか。

〔議員23名中挙手3名〕

○議長（三重野精二君） この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立しました。

ただいまの動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立10名〕

○議長（三重野精二君） 起立少数です。よって、この動議は否決されました。

ここで休憩をいたします。

午前11時57分休憩

.....

午前11時58分再開

○議長（三重野精二君） 再開いたします。

質疑は終結しておりますので、これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 質疑の中で私が指摘したところが、今、もろくもあらわれたと思うんです。やっぱりこれは、提出者は議会運営委員会じゃないんで、やっぱりきちっと議会運営委員会に付託すべきだったというふうに私は思います。その上で、今このような時期に議員報酬を値上げすることは、とても市民の理解を得られないというのは、今の動議の人数だけでもわかるわけですね。さらに、この間のマスコミの対応、あるいは新聞に投稿された——由布市民の人じゃないですけどね、大分市民とか、何とか大学の何とか先生とか、そういうことを考えても一般的な理解を得られないと。ましてや動機が不純ですわね。

先ほど全員協議会が開かれました。皆さんに、反対しないようにというような趣旨で、議長も行財政改革特別委員会の委員長も、暗にそうした物言いをしておりました。しかし、こういうことが許されていていいはずがないんですよ。先ほどの動議提出者が言いましたけども、基本的には、政務調査費なら1円の単位まできちっとした議会活動に関する領収書が添付されなければ今、もう認められないのは当然なんですね。

この議員報酬というのはいわば生活費で、生活費に対する論議は、そりゃ皆さん、いろいろあると思います。職員の平均給与が40何万円ですね、議員の報酬がわずか32万円がいいのかとい

う議論は確かにあります。しかし、それも含めて、やっぱりきちっとした議論ができるような場を提供していただかないと、このような中途半端な形で採決されることとなります。

基本的に今の報酬引き上げに対しては反対でありますし、同時にきちっとした政務調査費の位置づけをもって対応してほしいということをお願いして、反対討論といたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 私は、この条例改正に賛成の立場から討論させていただきます。

議員報酬を上げるからけしからんとか、下げるならいいとか、そういう話なのでしょう。32万円から33万円に上げるからけしからんのであって、例えば、今の議員報酬は34万円で、それを33万円に下げたら「いい」ということなんでしょうか。そんな問題ではないはずだと私は思います。そもそも33万円という由布市の議員報酬額が、由布市の議会議員の報酬として妥当かどうかということを考えるべきであって、上げるから悪いとか、下げるからいいとか、そういう風潮でこの問題をとらえるべきではないと思います。

先ほど反対討論された議員が、マスコミ対応のことも言われておりましたけれども、私も昨今のマスコミのこの報道のあり方は、非常に疑問を持ちます。そのことについても反論しておきます。上げるから最近の御時世下で、のんきなことだとか、あるいは1万円程度の値上げぐらいかわいもんだみたいな、やゆをするような報道をされることに対して憤りすら感じます。そんな浅はかな視点でこの問題をとらえるべきではなくて、本来議員報酬というものをどう考えるべきかということが一番重要なのであって、それはすなわち議会議員の仕事というものをどういうふうに考えるかという問題です。

自分たちのまちの市議会議員に、どのぐらいの報酬をして、どういう仕事をしてほしいのか。それは自分たちのまちの市議会というものをどう考えるのかということに直結する問題です。時代に合わないとか、御時世に合わないと言いましたけれども、今地方分権の時代を迎え、今後本当の意味での地方自治というものを確立するときに、何よりもこれから地方議会の役割はますます高まっています。

そういう意味では、今後重要な地方議会の仕事を担う議員報酬を上げてでも、議会議員がしっかり働いてほしいというのは、私はむしろ時代のニーズにあっているのではないかとさえ言いたい。そういうことをきちんと議論されるべきであって、33万円という議員報酬がふさわしいのか、ふさわしくないのか、その裏には市民が我々市議会にどういう仕事を託そうとしているのかということ、根本に考えるべきだと思います。

ちなみに福島県の矢祭町では、議員報酬を日当制にして、年俸で大体90万円に下げたというニュースがしばらく前に流れていました。私は、このことについて、いいとか悪いとか言うつもりはありませんが、しかし、これは議会議員の仕事のあり方、地方議会のあり方そのものに一石

を投じたことだというふうに思います。恐らく矢祭町の町民の方々は、議会議員に対しては、生活給を得るためにはほかの仕事をしなからでもできる程度のボランティア的な仕事を議会議員にしてもらえばいいという判断で、議員報酬を下げたのでしょう。

だけど、由布市議会議員の仕事もその程度でいいということなんですか。私は違うと思います。今回報酬審議会が1万円でもいいから議員報酬を上げるべきだと答申を出してきたというのは、これは市民が今後の由布市議会議員に対して、それだけの仕事をしっかりとやってほしいという期待のあらわれだというふうに私は思います。由布市の議会議員はボランティア的な仕事をするのではなくて、生活の心配をすることなく専門的にしっかりと議会活動に専念してもらいたいということの期待ではないかと思います。

それは裏返して言えば、これから地方議会の担う、地方自治の一翼を担う地方議会議員には、それだけの大きな責任と期待を負託しようというあらわれだと思います。で、あれば、我々議員は、その市民の期待にこたえて、しっかりとそれだけの仕事をして、市民の皆さんの負託にこたえることをすべきで、それをこの条例改正に反対して、報酬を上げなくてもいいなどということ議員みずから言うのは、議員がそんなに仕事をするつもりはないと、市民の負託には、そんなにこたえるつもりがないと言っているようなものではないでしょうか。

議員はそんなに働かなくてもいいとか、議会はそんなに機能しなくてもいいなどということは、私は地方議会の自殺行為であって、地方自治の崩壊につながると思います。そうではなくて、今回市民から報酬を少し上げてでも由布市の議員はしっかりと働いてくれという期待にこたえようとするところこそが、我々議会議員の責務であると思います。

ちなみに政務調査費のことも言われましたけど、私はもちろん、この1万円を報酬上げることだけで十分だとは思っておりません。市民の税金をいただいたことを議員活用にしっかりと反映させるためには、何に使われたのか、用途を明確にする政務調査費の設定も必要であると思います。そのことをそのことで、改選後の議会の中でしっかりと政務調査費の設定というものを調査し、設置していくということを期待したいと思います。

ともあれ、そのことを含めて、私は今後の由布市議会は本当に市民の代表機関として、地方自治の一翼を担う責任のある立場で活動し、市民からの期待にしっかりとこたえられるように努力していこうとお誓いすることにかえて、この条例改正に賛成いたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。9番、淵野けさ子君。

○議員（9番 淵野けさ子君） 9番です。議案第61号由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての反対の立場から討論させていただきます。

この議案につきましては、今急に浮上したものではありません。全議員が付託した行財政改革特別委員会による議員の定数問題を初め議会改革などについては、全員協議会でも報告を受けな

がら諮られ、そして今日があります。

由布市議会は全国でも珍しく在任特例も使わず、通常は選挙は4年に1度ですが、私たちは4年に2回選挙し、市民から負託を受けてまいりました。由布市議会は今日に至るまで、さまざまな議会改革を意識し、行われてまいりました。

私は、基本的には議員として若い方でも、この由布市をよくしていこうというそういう議員の方は、生活も含めて堂々と心配せずに議員活動できる環境は必要と思っておりますし、そのこともうたえてまいりました。

しかし、昨年から、百年に一度と言われる経済危機に陥り、総額75兆円の国家予算をつぎ込み、そして新たに2009年の補正予算では15兆円もの経済対策が盛り込まれております。

きのうの新聞には、政府は「経済は底を打った、2月からわずかですが、右肩上がりの兆しが見える」と表明されております。しかし、国内はもとより、またこの由布市民の経済環境は現在も大変厳しいものがあります。経済が安定の中であればいいのですが、この社会状況では市民の方々の賛同を得られないのではないのでしょうか。

今まで、この議場でも経済対策による討論の発言もしてまいりました。私の発言した内容の整合性にも考慮いたしました。これまで特別委員会の時間にかけた慎重なるこの審議をいただきました。また、提案者である市長、そしてまた、報酬審議会の方々には、議会に対する御理解をいただき大変感謝いたしておりますが、総合的にさまざまな思いがありますが、悩みましたが総合的に判断いたしまして、今回は反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 私も反対のほうで討論させていただきます。

先ほどの動議のときにも申し上げましたように、この報酬の改正というものは、本俸のみさわって、政務調査費にはさわらないということで、まず慎重な議論が必要だというふうに先ほど申しましたけれども。

賛成討論の中にございましたように、政務調査費をこの後の改選後の議会でまた諮ればいいんだというふうな、何度も議員報酬について議論、そして条例改正を行うという、その姿勢には私、反対でございます。一たん、ここは否決をもって、再度政務調査費を含めた議案として提出をされることを望んで、今回の議案に対する反対討論とさせていただきます。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立13名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時10分とします。

午後0時10分休憩

.....

○議長（三重野精二君） 再開を前に教育委員会から発言の申し出がありますので、これを許可します。教育次長。

○教育次長（島津 義信君） 教育次長でございます。6月17日の大分合同新聞で、学校耐震化率の公表に関する報道がございました。このことにつきまして、少し御説明をさせていただきたいというふうに思います。

お手元に耐震状況調査票と今後の診断計画表、裏表になっておりますが、お配りをさせていただいております。市内の16小学校、3中学校の校舎及び屋内体育館のうち、昭和56年以前に建築されました25棟について、第1次調査として耐震化優先度調査を実施してまいりました。

新聞報道されました耐震化率56.3%につきましては、新耐震基準により建築をされました昭和57年以降の23棟と、56年以前の建築で既に耐震化を実施いたしました2棟及び耐震化基準を満たしていた2棟の合計27棟、この数字を市内小学校の全棟数であります48棟で割ったものでございます。

平成16年度から、第2次調査として耐震診断調査を行っておりまして、現在まで7校で診断を終了し、本年度におきましても3校診断してまいりたいというふうに思っております。残る6校につきましても、耐震診断計画に基づきまして、着実に実施をしたいというふうに考えております。

さらに、耐震診断を受けまして、緊急性の高い施設から順次改築、補強等を進めてまいる計画でございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

.....

午後1時10分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、日程第16、議案第62号由布市国民健康保険条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第63号平成21年度由布市一般会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 総務委員長にお尋ねいたします。

委員会の審査報告の中で、「旧挾間町時代の固定資産税の課税において、住宅用地の認定誤りが平成21年度の評価がえ事務処理の際に発覚され、それにより還付金が発生したものであります」とあります。旧挾間町時代という、ちょっと考えさせられるんですけども、過去何年にさかのぼってということで、それ以前からずっと続いておったものかどうかかわらんのですけど、そこ辺の事情は、わかりましたら大体どういう内容のものが、過去どのぐらいから続いてて、そして、ここ何年かの間を返還するということなのか、具体的に教えていただきたいんですが。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） どのぐらいからそういったことがあったかというのは、ちょっと委員会の中では話してませんが、これも本会議の中で質疑もなかったし、委員会の中で聞いた範囲内でお答えしたいと思います。

一応、小規模住宅用地というのがあって、200メートル以下の住宅用地、（「200平米じゃない」と呼ぶ者あり）あ、200平米以下の住宅用地を小規模住宅用地と言いますと、小規模住宅用地の課税標準額については、価格の6分の1とする特例がありますと。その価格6分の1とする特例をしてなかったということで、それが先ほど委員長報告ありましたように、今回の調査でわかったということはありますけども。

例を挙げますと、アパートに、大体アパートなんですけども、部屋数掛ける200平米となっているようなことがあるんですけども、その中で結局1戸分の面積200平米しか特例措置をしていなかったというような例があります。例えば、その中に部屋が4つあれば、4掛け200平米の800平米が特例対象面積なのですが、そこを1戸分の200平米しか特例措置をしていなかったということで、残りの600平米ぐらいが特例措置をなされていなかったというような事例が、挾間町内のことで固定資産税の関係であったというような報告を受けております。

以上です。（発言する者あり）あ、そうですか。私、聞き漏らして、10年間で、（「16カ所」と呼ぶ者あり）16カ所だそうです。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 何かその、小規模の住宅用地ちゅうわりには、何かアパートみたいなこと話をされているんですけど。間違いないんですか。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） だから、アパートの中の部屋があった中で、全体的な800平米ぐらいあったのを、その200——何ですか、平米までの部屋というような住宅、アパート住宅というような評価をしたんだと思います。なかなか難しい問題で、詳細な中身は担当課に聞いていただきたいと思います。（笑声）

○議員（8番 西郡 均君） いいです。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 討論も、いろいろありません。一つだけ、訴訟費用ね。答弁書なんか全部顧問弁護士に書いてもらえば済むことでね。訴訟費用を掛けるとこれ、訴訟額が高いですから、必ずこの上乗せを求められます。ましてや、もう勝つ見込みがないんだけども、最高限の上乗せを求められると思うんで、そういうことのないようにね、やっぱりこれ、びた一文、これ以上払わないというような気概でやってほしいし、同時にできれば、最初の顧問弁護士料はもう「返してくれ」というふうにお願いして、そこまで強く出てほしいと思います。

もともと弁護士を立てる必要なんかないですよ。法律マン、行政マン、プロがおととってです。弁護士を立てなけりゃ答弁書も何も書けない人なら、もう採用せんやかったんやけど（笑い声）その訴訟費用に関して、あるいは顧問弁護士費用に対して、強い抗議を込めて反対討論いたします。

○議長（三重野精二君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。本案に対する各委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第64号平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第65号平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第66号由布市監査委員条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 60日以内に意見書を提出するという条例でありながら、それを全く無視して、130何日もかけて平然として、こっちが指摘したら慌ててこんな変な条例の追加事項を出すというようなことでね。認められません。やっぱり原則どおりきちっと、60日以内に書いて出す。国体があろうが何があろうが、こんな特例措置を認め……。あ、委員会の中で最終的には議会の認めるものちゅうふうにしたことは、これはいいと思います。しかし、そんな甘えを許しちゃいけない。ね。反対討論といたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第67号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第1. 発議第3号

追加日程第2. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（三重野精二君） お諮りします。ただいま、議員発議として発議1件及び各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。

ついては、この提出案件2件を日程に追加し、追加日程第1から第2として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、発議1件、閉会中の継続審査・調査申出書の計2件は、追加日程第1から第2として議題とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第1、発議第3号を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。7番、溝口泰章君。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 発議第3号の御説明を申し上げます。

義務教育費国庫負担制の堅持を求める意見書、上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。平成21年6月

19日、由布市議会議長、三重野精二殿、提出者、私、溝口、賛成者は常任委員会全員でございます。

提案理由、子どもたちに、教育機会均等と教育水準を保障するため。

内容につきましては、裏面をお読みいただきたいと思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） 以上で、発議1件の提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、これより全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

これより審議に入ります。

まず、追加日程第1、発議第3号義務教育費国庫負担制の堅持を求める意見書についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより発議3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付しておりますように閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

○議長（三重野精二君） 以上で、今期定例会の議事日程はすべて終了いたしました。

市長、閉会あいさつ。市長。

○市長（首藤 奉文君） 平成21年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

6月9日に開会いたしました今期定例会は本日をもって閉会となりましたが、議員皆様方には11日間にわたりまして、すべての議案に慎重御審議をいただき、まことにありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

本定例会では、継続審議になっておりました2議案を撤回させていただき、新たに追加提案をいたしました。議案を含めまして、議案14件、報告5件につきましては、原案どおり可決をいただきまして、まことにありがとうございました。

今議会におきまして、議員各位からいただきました御意見や御指摘、また御提案につきましては、しっかりと受けとめさせていただきたいと思っております。

さて、政府は17日発表した6月の月例経済報告で、景気の底打ち宣言を行い、景気の基調判断を「厳しい状況にあるものの、一部に持ち直しの動きが見られる」と2カ月連続で上方修正し、悪化の表現が7カ月ぶりに消えたところでございますが、依然として厳しい状況には変わりはないと認識をいたしております。

由布市におきましても、国によります地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金を活用する中で、景気雇用対策に重点を置いた対策を立ててまいりたいと考えております。つきましては、具体的な計画ができ次第、臨時議会を招集して補正予算の審議をお願いすることとなりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、ことしは梅雨入りと同時に晴天が続きまして、空梅雨となっておりますところですが、県のほうも少雨対策連絡室を設置し、農作物の生育状況の把握と少雨対策に備えているところがあります。市といたしましても、情報収集対策をとってまいりたいと考えております。干ばつもなく、集中豪雨による被害もなく、農作物の豊かなる生育を祈るところでございます。

さて、最後になりましたが、議員各位におかれましては、これからも暑さ厳しくなっております。無理をなさらず健康には十分留意されて、議員活動に御活躍なされますことを御期待申し上げます。閉会に当たりましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。お疲れでございました。

○議長（三重野精二君） 私より、閉会に当たり一言お礼のごあいさつを申し上げます。

第2回定例会の開会日に梅雨入りし、議会開会中の間はほとんど梅雨らしい雨もなく、市内一部の地域では田植えができない深刻な事態となっているようであります。また、野菜などの農産物にも影響が出始めているとのことで、一雨ほしいところあります。

心配されています新型インフルエンザは、世界的警戒水準が6の最高警戒水準となり、昨日県内でも発生し、いつ、この由布市にも観光地湯布院の交流人口を考えれば、予断は許されないことでありましょう。対策本部及び担当者の緊張感をもつての御奮闘に御尽力を賜りますよう。

さて、6月9日より本日までの議会運営、議案審議に、議員各位に感謝を申し上げます。

なお、執行部におかれましては、審議の中で意見につきましては、真摯にかつ敏速な対応をよろしくお願い申し上げます。

議員各位には、各委員会の先進地研修など、それぞれ日程が決定されています。何か御多忙のことと思いますが、健康に十分御留意の上、ますますの議会活動にお励みいただきますよう念じ、今議会の閉会に当たりまして、お礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。

また、私ごとでございますが、かねてからの体調不良により、議会終了後、当分の間、入院、加療を行うことになりました。議員執行部におかれましては、大変御迷惑をおかけすることになりますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

これにて、平成21年度第2回由布市議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後1時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員